

住宅宿泊事業の廃止理由調査について

調査概要

○ 住宅宿泊事業の届出状況について、定期的にとりまとめているところですが、全国的に事業廃止件数が増加していることから、各自治体の協力の下、事業の廃止理由について調査を行い、とりまとめを行ったもの。

※ 住宅宿泊事業法において、住宅宿泊事業者は、事業を廃止したときは30日以内にその旨を都道府県知事等に届け出なければならないこととされている。

○ 調査対象は以下のとおり。

令和元年9月10日～令和元年10月15日の間に自治体に廃止の届出があったもの

【回答件数】223件（廃止理由の確認が取れたもの）

※（参考）令和元年10月10日時点 事業廃止件数 1,805件

調査結果の概要

○ 廃止の理由で最も多かったのは、「旅館業または特区民泊へ転用するため」であり、全体の57.8%（前回（同年3月時点）37.6%）を占め、前回に比べ大幅に増加している。

○ 次に、管理規約での禁止や賃貸人の承諾取り下げ等により「事業を行う権利がなくなったため」（8.1%（前回1.5%））、「収益が見込めないため」（7.2%（前回5.9%））と続いている。

○ その他の理由について内容を分析したところ、41の回答中20件のケースでは、他の事業者へ運営者が変更される等、事業継続の意思があるものとなっていた。

○ 全体の半数以上は、業の種類や事業者などを変えて、いわゆる民泊を続けることを前提とした廃止届出であることがわかった。

